

秋田市水害廃棄物処理計画

平成 2 5 年 1 月

秋田市環境部

- 目 次 -

第 1 編 総 論

| | |
|------------------------|-------|
| 第 1 章 計画策定の基本的事項 | 2 ~ 4 |
| 第 1 節 計画策定の目的 | 2 |
| 第 2 節 計画の性格等 | 3 |
| 第 3 節 計画の対象とする廃棄物および種類 | 3 |
| 第 4 節 想定する水害と被害の概要 | 4 |

第 2 編 水害廃棄物処理に関する基本方針

| | |
|-------------------------|---------|
| 第 1 章 共通事項 | 6 ~ 11 |
| 第 1 節 処理に関する基本方針 | 6 |
| 第 2 節 組織体制等 | 7 |
| 第 2 章 水害廃棄物の処理 | 12 ~ 19 |
| 第 1 節 基本方針 | 12 |
| 第 2 節 水害廃棄物の発生量 | 13 |
| 第 3 節 仮置場の必要面積 | 14 |
| 第 3 章 適正処理が困難な廃棄物の処理 | 20 |
| 第 1 節 適正処理が困難な廃棄物の範囲 | 20 |
| 第 2 節 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針 | 20 |
| 第 4 章 特定家電製品およびパソコンの処理 | 21 |
| 第 1 節 基本方針 | 21 |
| 第 2 節 特定家電製品およびパソコンの処理 | 21 |
| 第 5 章 し尿の処理 | 22 ~ 24 |
| 第 1 節 基本方針 | 22 |
| 第 2 節 水没したくみ取り便槽のし尿収集 | 22 |
| 第 3 節 し尿処理計画 | 23 |

第 1 編 總 論

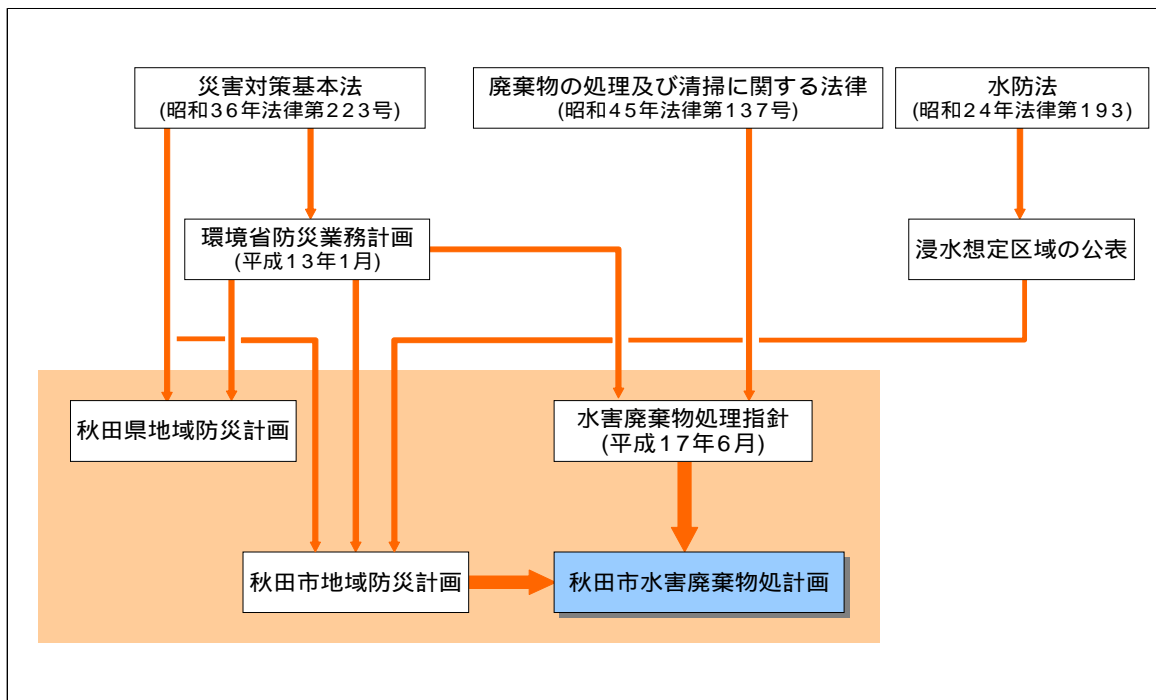
第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の目的

大規模な水害が発生した場合、一時に大量の廃棄物(以下「水害廃棄物」という。)が発生し、また道路の通行不能によって、平常時と同じ収集・運搬・処分を行うことが困難になることが想定される。

秋田市水害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)は、秋田市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を補完する計画として、そこで想定される水害に対する事前の体制整備とともに、市民・事業者・行政の連携に基づく水害廃棄物の円滑な処理を推進するため、水害廃棄物対策指針(平成17年6月 環境省)等に基づき策定するものである。

【図 - 1 秋田市水害廃棄物処理計画の位置付け】



第2節 計画の性格等

本計画は、秋田市域における水害廃棄物の処理に関し、市が行う業務についてその基本方針を定めるものであり、本計画に基づいた環境部災害廃棄物対策組織の各担当における業務内容については、業務実施マニュアルに定めるものとする。

また、水害時においては、秋田市災害対策本部、秋田市災害警戒対策部、秋田市災害警戒対策室（以下、「災害対策本部等」という。）および環境部災害廃棄物対策本部等による調査から収集・報告される各種情報と、本計画および業務実施マニュアルに基づき、水害廃棄物処理実施計画を策定するものとする。

第3節 計画の対象とする廃棄物および種類

1 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、水害により発生する次のものとする。

ただし、平常時に排出される分としての生活ごみ、し尿についても、水害廃棄物と平行して処理する必要があることから、その対応についても本計画で示すものとする。

なお、がれきが発生する場合および仮設トイレの設置が必要な場合については、その対応を含め秋田市震災廃棄物処理計画に準ずるものとする。

| | | |
|----------------------|-----------|-----------------------------------|
| 粗大ごみ | ・ ・ ・ ・ ・ | 畳、ふすま、家具類等 |
| 生活ごみ | ・ ・ ・ ・ ・ | 避難所から発生した生活ごみ |
| 適正処理困難物 | ・ ・ ・ ・ ・ | 毒性・危険性のあるものなどのほか、平常時に市で収集・処理しないもの |
| 特定家電製品および 家庭用パソコン | ・ ・ ・ ・ | エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、パソコン、ディスプレイ |
| し尿 | ・ ・ ・ ・ ・ | 水没便槽等からのし尿、避難所トイレ等からのし尿 |

2 対象業務

水害に伴い倒壊した建物の解体・撤去・処理については、その所有者が自己処理責任において行うことが原則である。また事業者が被災したことによる水害廃棄物についても、事業者の自己処理責任において処理することが原則である。

本計画で対象とする業務は、被害が甚大なため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受けて実施する場合など、本市の事業として実施する水害廃棄物の収集、処理およびそれに関する一

連の業務とする。

【参 考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額について行うものとする。

第4節 想定する水害と被害の概要

1 想定する水害

地域防災計画における一般災害の被害想定は、「被害想定を具体的に定める場合には、災害の発生原因、規模、又は特性等の想定要素が必要であるが、現時点での災害規模、時期、又は被害の状況等を想定することは極めて困難なため、過去における一般災害の規模と本市における社会的、自然的現況等考慮して予想される一般災害を想定する」とし、水害については、「旭川流域における水害は、河川改修と旭川ダムの放流調節により、年々減少しているものの河川改修中の太平川、馬踏川、新城川、草生津川などは集中豪雨等があった場合、それぞれの流域周辺で小規模な水害がたびたび発生しており、これらの河川はもとより、準河川や普通河川についても同様の水害が発生することが想定される」とする以外、家屋等に関する具体的な被害想定がなされていないこと、また、洪水ハザードマップにおいても同様であることから、本計画においては、河川改修が進捗していることをふまえ、過去20年間に発生した水害で最大被害をもたらした昭和62(1987)年の大雨による被害の規模を諸元とする。

2 被害の概要

| | |
|------|---|
| 災害名 | 大雨 |
| 発生日 | 昭和62年(1987)8月16日夜半から17日明け方 |
| 総雨量 | 市街地128mm(8月17日 4:00～5:00 52mm) 仁別166mm(8月16日 21:00～22:00 48mm) |
| 被害内容 | 床上浸水 186棟 床下浸水 402棟 |

第 2 編 水害廃棄物処理に関する基本方針

第1章 共通事項

第1節 処理に関する基本方針

水害廃棄物は以下に示す基本方針に従い処理する。

1 衛生的な処理

水害により多量に発生する生活ごみや水没したくみ取り便槽のし尿については、防疫等、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

2 迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、水害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。

3 計画的な対応・処理

水害による道路の寸断、一時的に多量に発生する水害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や迅速な収集・運搬体制の確立などにより、水害廃棄物を効率的に処理する。

また、水害廃棄物の処理は地域復興と連携して行うほか、通常の清掃業務についても停滞させないよう十分に考慮し計画的に処理を行う。

4 環境に配慮した処理

水害時においても、十分に環境に配慮し、関係法令等を遵守した水害廃棄物の処理を徹底する。

5 リサイクルの推進

水害時に膨大に発生する水害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、徹底した廃棄物の分別を実施し、リサイクルを推進する。

6 被災者へ配慮した対応

有価物や被災者にとって価値があると認められるものについては、できるだけ一時保管し、可能な範囲で所有者等に引渡す機会を設けるよう努める。

7 安全作業の確保

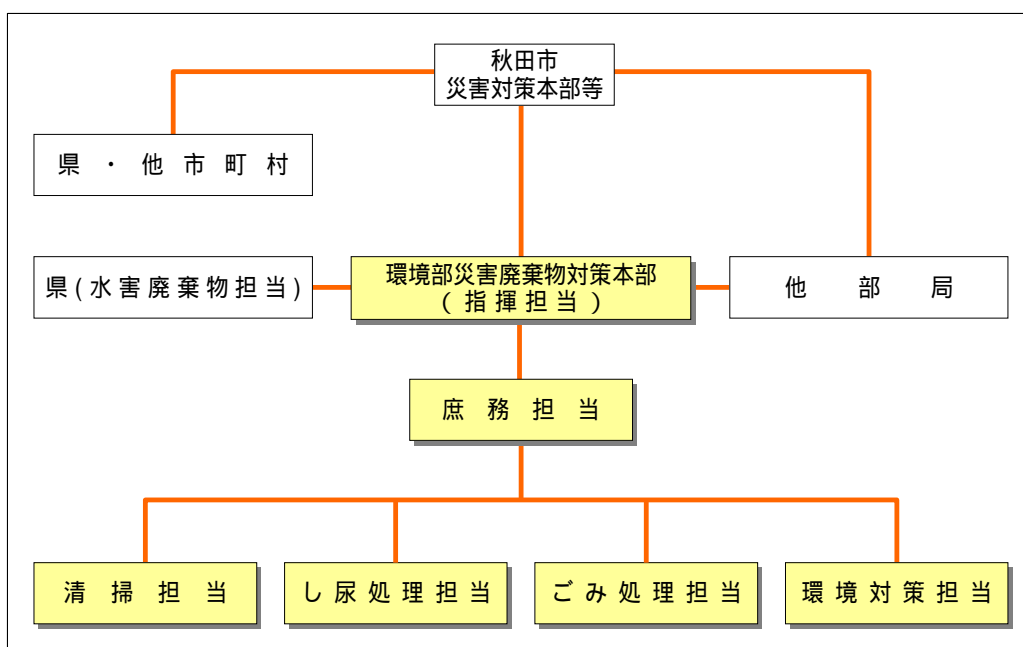
水害時の清掃作業は、ごみの組成や量の違い、危険物の混入など通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全確保を図る。

第 2 節 組織体制等

1 水害廃棄物対策組織

本市に水害が発生し、又は発生するおそれがあるとして、秋田市災害対策本部等が設置された場合は、同時に環境部災害廃棄物対策本部を設置し、庶務担当、清掃担当、し尿処理担当、ごみ処理担当、環境対策担当の 5 班体制で業務にあたる。水害廃棄物の処理は水害発生に伴い生ずる業務であることから、環境部各課からの人員を動員し、臨時の体制を組織するものとし、総括責任者を環境部長とする。各担当の主要な業務は表 1 のとおりとする。

【図 - 2 災害廃棄物対策組織図】



* 災害対策本部は、市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合、又は災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合に、市長の指示により設置する。

* 災害警戒対策部は、本市の地域において、相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合に、総務部長の指示により設置する。

* 災害警戒対策室は、本市の地域に暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合、又は災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合に、防災安全対策課長の指示により設置する。

【表1 水害廃棄物対策担当業務】

| 担 当 | | 業 務 の 内 容 |
|------------------------|-------------------------------|---|
| 環境部災害廃棄物対策本部 (指揮担当) | 環 境 部 長 次 長・副理事 各 所 属 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害廃棄物対策の総合指揮および全体進行管理と調整 ・各担当への指示、命令 ・職員の人員配置 |
| 庶務担当 | 環 境 総 務 課 | <ul style="list-style-type: none"> ・指揮の補助 ・職員の参集状況の確認 ・災害対策本部等との連絡調整 ・国・県および他自治体との連絡 ・国庫補助事務に関する情報収集 ・広報に関する計画と実施 ・仮置場の選定、確保についての協議 |
| 清掃担当 | 環境都市推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集業務の管理 ・委託業者(通常時の収集業者)との連絡調整 ・避難所および一般家庭から排出されるごみの収集 ・臨時のごみステーションの開設 ・収集運搬許可業者との連絡調整 ・水害廃棄物の発生量の推計 ・水害廃棄物の処理実施計画の作成 ・市民等からの相談受付 ・被災地状況調査 ・仮置場の選定、確保についての協議および開設、運用 |
| | 廃棄物対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等への支援要請に関する調整 ・不法投棄対策 ・被災地状況調査 ・仮置場の選定、確保についての協議および開設、運用 |
| し尿処理担当 | 向 浜 事 業 所 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の応急対策 ・し尿の収集および処理(仮設トイレを含む) ・水没したくみ取り便槽・浄化槽の収集 ・仮設トイレの確保と設置 ・業界団体等の支援要請に関する調整 ・被災地浸水被害状況調査 |
| ごみ処理担当 | 総 合 環 境 セ ン タ ー | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の応急対策 ・水害廃棄物搬入に関する受付 ・水害廃棄物の処理 ・仮置場の選定、確保についての協議および開設、運用 |
| 環境対策担当 | 環 境 保 全 課 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境監視と対策 |

2 指揮命令および連絡調整等

(1) 水害廃棄物対策の総合指揮および全体進行管理と調整

ア 水害廃棄物対策の総合指揮

環境部災害廃棄物対策本部(以下「指揮担当」という。)は、水害廃棄物対策全体および各担当への指示、命令を行う。

イ 水害廃棄物対策に関する全体進行管理

指揮担当は、ごみ処理施設およびし尿処理施設の被災状況や処理計画の立案状況などを総合的に把握し、水害廃棄物対策全体の進行管理を行う。

ウ 職員の人員配置

指揮担当は、庶務担当、清掃担当、し尿処理担当、ごみ処理担当、環境対策担当に対し、全体の進行管理上、各担当の業務量の変化に応じ、適宜、職員の補充および配置替えを行う。

(2) 指揮担当の補助

庶務担当は、各担当からの情報を指揮担当へ正確に報告する。また、指揮担当の指示を各担当に正確に伝達するなど、指揮担当の補助および各担当間の連絡調整を行う。

(3) 職員の参集状況の確認

庶務担当は、職員の参集・勤務状況を確認し、指揮担当へ報告する。未参集の職員については、各担当毎に業務復帰の見込み等について確認後、速やかに庶務担当へ報告するものとし、庶務担当はその情報に基づき、各担当職員数の状況について、随時指揮担当へ報告する。

(4) 災害対策本部等との連絡調整

ア 災害対策本部等への報告および情報収集

庶務担当は、担当内には連絡担当者を置いて、水害廃棄物の処理に関する情報を市の災害対策本部等へ報告し、災害対策本部等からの情報を指揮担当へ迅速かつ正確に報告する。

イ 支援の要請と受け入れ方法

支援の要請および受け入れ方法は、庶務担当が窓口となり、災害対策本部等と連絡調整しながら行う。庶務担当は、清掃担当、ごみ処理、し尿処理の各担当から支援の必要性を把握し要請内容を整理する。

ウ 住民への広報

庶務担当は、水害時に大量に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみや生活ごみを含めた水害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知するため次の広報の内容を災害対策本部等へ依頼する。

《広報の内容》

通常の収集ごみの排出方法
ごみの収集体制の変更
仮置場の設置状況
仮設トイレの設置状況
仮設トイレの使用上の注意および維持管理方法
し尿の収集体制の変更(し尿・浄化槽) 等

エ 被災地における被害状況および応急対策の報告

庶務担当は、各担当から被害状況および応急対策の報告を受け、指揮担当および災害対策本部等へ報告する。

(5) 国・県および他市町村等との連絡

庶務担当は、水害発生後、必要に応じて秋田県廃棄物行政主管課と情報交換を行う。

《情報の内容》

水害の発生日時、場所、被害概要、気象状況
一般廃棄物処理施設等の被害状況
道路およびライフライン等の被害状況
利用できる施設、機材、車両、人的資源および経費
廃棄物の発生量見込み、処理方法、受入先 等

ア 近隣市町村等との連絡

庶務担当は、必要に応じて近隣の市町村の清掃関連部署と連絡をとり、情報交換を行う。

イ 庁内関係部署との連絡

庶務担当は、水害廃棄物の処理を進める上で必要な事項について、災害対策本部等および各担当部署と連絡をとり、情報交換および対策の調整を行う。

ウ 廃棄物処理業者との連絡

廃棄物処理業者との情報交換および連絡調整は各担当において行う。

(6) 国庫補助事務に関する情報の収集

「廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱」および「災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱」等に基づく国庫補助にかかる事務を円滑に進めるため、庶務担当は県や国の動向に関する情報を収集し各担当へ伝達する。

(7) 廃棄物の区分・処理方法の指導および相談

清掃担当は、住民・業者等からの水害廃棄物に関する総合的な相談および指導を行う。

第2章 水害廃棄物の処理

第1節 基本方針

1 粗大ごみ

- (1) 収集は、委託業者が行うことを原則とする。ただし、被害が限定的で水害廃棄物が少量の場合は、可能な範囲で市の車両により収集する。
- (2) 処理は、秋田市総合環境センターにおいて行うことを原則とする。
- (3) 施設破損や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その破損の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管(施設復旧後に市の施設で処理する)あるいは、他の市町村に処理の応援を要請する。
- (4) 粗大ごみは、水害発生後一時的に排出量が増大すると予測されるため、被災地域では、現行の戸別収集から拠点収集への変更や、被災程度の違いに合わせた収集頻度とするなど地域の状況に即して対応する。
- (5) 排出量等を勘案し、必要に応じて集積場を指定する。
- (6) 住民が直接施設に搬入する場合にも原則受け付ける。

2 生活ごみ

- (1) 収集は、市と委託業者が行うことを原則とし、避難所から排出されるごみも対象とする。
- (2) 処理は、秋田市総合環境センターにおいて行うことを原則とする。
- (3) 施設破損や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その破損の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管(施設復旧後に市の施設で処理する)あるいは、他の市町村に処理の応援を要請する。通常排出・収集が可能な地域と道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する地域がある場合には、排出場所、排出日時の変更・指定をする等の検討を行う。
- (4) ごみの分別区分は平常時と同様とする。ただし、水害発生直後の応急時は、家庭ごみの回収を優先するために一時的な資源ごみの回収の休止や区分の変更など、重要度を考慮した収集とする。
その際は、各家庭で一時的に保管し、市の処理方針に応じて排出するよう、市民に協力を要請する。
- (5) 事業系ごみについては、許可業者による収集とする。
- (6) 住民が直接施設に搬入する場合にも原則受け付ける。

第 2 節 水害廃棄物の発生量

1 水害廃棄物の発生量の推計方法

水害廃棄物対策指針の参考資料において計算式が 3 ケース示されており、計画においてもその計算式を用いるものとし、現在入手できるデータで算定可能な下記の 2 ケースで推計したうえ、値が大きいものを水害廃棄物の発生とする。

$$\text{水害廃棄物の発生量} = \text{全被害家屋(床上浸水家屋数 + 床下浸水家屋数)} \times 2\text{t/棟}$$

$$\text{水害廃棄物の発生量} = 3.79\text{t/棟} \times \text{床上浸水家屋数} + 0.08\text{t/棟} \times \text{床下浸水家屋数}$$

2 水害廃棄物の発生量

(1) 推計結果

ア 上記 1 で推計した場合

$$(186\text{棟} + 402\text{棟}) \times 2\text{t/棟} = 1,176.0\text{t}$$

イ 上記 1 で推計した場合

$$3.79\text{t/棟} \times 186\text{棟} + 0.08\text{t/棟} \times 402\text{棟} = 737.1\text{t}$$

(2) 水害廃棄物の発生量

上記の推計結果をふまえ、本計画の被害想定における水害廃棄物の発生は 1,176 t とする。

第3節 仮置場の必要面積

1 仮置場の必要面積の推計方法

水害廃棄物対策指針の参考資料において原単位が示されており、本計画においてもその値を用いるものとし、現在入手できるデータで算定が可能な下記方法で推計する。

| |
|---|
| 一次仮置場面積 = 全被害家屋 × 5.8m ² /棟 |
| 二次仮置場面積 = 水害廃棄物量 × 3.5m ² /t |

- * 一次仮置場とは、軒先や路上などに排出された水害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に設けた一次集積場所で、設置期間が数日から1週間程度のもの。
- * 二次仮置場とは、中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するための仮設保管場所で設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。

2 被害家屋および発生量による仮置場の必要面積

(1) 一次仮置場面積

$$(186\text{棟} + 588\text{棟}) \times 5.8\text{m}^2/\text{棟} = 3,410.4\text{m}^2$$

(2) 二次仮置場面積

$$1,176\text{ t} \times 3.5\text{m}^2/\text{t} = 4,116\text{m}^2$$

3 仮置場の配置と搬入ルート

(1) 仮置場の配置

ア 仮置場の選定

仮置場は、市内のいくつかの場所に分散して設置し、水害廃棄物の長期にわたる仮置きに対応できる場所とする。

また、仮置場の選定にあたっては、市民の避難場所などの確保を最優先に行った後、水害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所(必要面積)を、公共用地を中心に確保するものとする。

イ 仮置場の選定基準

重機による廃棄物の積み上げや選別などの作業に必要な面積を有すること。

水害廃棄物の搬入・排出車両や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有すること。

仮置場又は処理・処分時の環境汚染対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。

重機による廃棄物の積み上げや選別作業時の騒音、粉じんなどの発生により、近隣住民などの生活環境が悪化しないよう十分な距離を有すること。

水源や病院、学校等に近接していないこと。

中長期の使用ができること。

ウ 仮置場としての利用場所

上記イの選定基準をふまえ、下記の表に基づき利用場所を検討する。

| 区 分 | | 仮置場としての利用場所 |
|-------|--|--|
| 一次仮置場 | 軒先や路上などに排出された水害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に設けた一次集積場所で、設置期間が数日から1週間程度のもの | 公園、グラウンド 公民館等本市所有施設内の敷地 本市所有の空閑地 民有地(空閑地、開発予定地) 国有地(空閑地) |
| 二次仮置場 | 中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するための仮設保管場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの | |

水害発生の際は、清掃担当において水害廃棄物の発生量を推計し、確保すべき面積を算定し、この面積を基にして庶務担当、清掃担当およびごみ処理担当が協議し、上記利用場所から仮置場の選定、確保をするものとする。

なおも仮置場が不足する場合は、上記各担当が協議の上、広域的な仮置場の選定、確保をするものとする。

(2) 搬入ルート

本市では、災害が発生した場合における、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため「地域防災計画」において幹線道路を対象とした緊急輸送道路を定めており、災害が発生し交通網に支障がでた場合は、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、水害廃棄物の輸送ルートは、発生場所から指定された仮置場および処理施設まで基本的に緊急輸送道路を利用するものとする。

(3) 仮置場の運用計画

仮置場の運用計画は、秋田市震災廃棄物処理計画に準ずるものとする。

4 市保有ごみ処理施設およびごみ収集能力等

(1) ごみ処理施設

本市が所有するごみ処理施設は、いずれも秋田市総合環境センター(河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1)内に設置されており、処理能力は次のとおりである。

ア 溶融・焼却施設

| 施設名 | 処理方式 | 処理能力 |
|------|------------|-----------|
| 溶融施設 | 全連続直接高温溶融炉 | 230t/日×2基 |

イ 破碎施設

| 施設名 | 処理方式 | 処理能力 |
|------------------------|---------------------|--------|
| 第2リサイクルプラザ (金属回収施設) | 二軸せん断破碎・縦型回転破碎・機械選別 | 32t/5H |

ウ 再資源化施設

| 施設名 | 処理能力 | |
|-----------------------------------|--------|--------|
| リサイクルプラザ (空きびん、空き缶、ペットボトル処理施設) | 空きびん | 36t/5h |
| | 空き缶 | 28t/5h |
| | ペットボトル | 10t/5h |

エ 最終処分場

| 施設名 | 埋立有効面積 | 埋立可能容積 | 残容量(23年度末) |
|------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 最終処分場(管理型) | 97,000m ² | 1,500,000m ³ | 203,000m ³ |

(2) 施設の点検

本市が所有するごみ処理施設が被災した場合は、建物、炉本体、ごみ投入設備および排ガス・排水処理設備など付帯設備の損壊、電流系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障が認められる場合はその状況を速やかに庶務担当に報告する。

また、処理施設の運転に必要な工業薬品、燃料等の在庫量、それらの入荷予定および現状での運転可能日数についても、随時、庶務担当に報告する。

(3)ごみ収集能力

市が所有するごみ収集車両および市の委託業者が所有し、通常時のごみ収集作業を行っている車両数は表2とおりである。

(4) 水害時に補完すべき能力

水害発生直後の家庭ごみの量自体に大幅な増加はないと考えられるが、道路の不通や渋滞により収集効率が通常時より低下することから、委託業者および協定に基づく応援などにより収集体制を確保する。

【表2 平常時のごみ収集車両台数】

| 区 分 | 車 種 | 台 数 | 積 載 量 (t) |
|----------------------------|------|-----|-----------|
| 環境部所有 | 塵芥車 | 2 | 4.50 |
| | トラック | - | - |
| | 計 | 2 | 4.50 |
| 委 託 (家庭ごみ・金属類・ペットボトル) | 塵芥車 | 51 | 118.25 |
| | トラック | - | - |
| | 計 | 51 | 118.25 |
| 委 託 *予備車輛を含む (空きびん・空き缶) | 塵芥車 | 8 | 17.70 |
| | トラック | 9 | 21.25 |
| | 計 | 17 | 38.95 |
| 委 託 (粗大ごみ) | 塵芥車 | 1 | 2.00 |
| | トラック | 2 | 4.00 |
| | 計 | 3 | 6.00 |
| 許 可 | 塵芥車 | 80 | 187.15 |
| | トラック | 34 | 94.75 |
| | 計 | 114 | 281.90 |
| 計 | 塵芥車 | 142 | 339.60 |
| | トラック | 45 | 120.00 |
| | 計 | 187 | 449.60 |

* 上記は平成24年4月1日現在の車両台数および積載量

5 ごみ収集・運搬体制

- (1) 水害発生時は、避難所が開設され、これら避難所に避難する人の生活から排出されるごみの収集が必要となる。避難所で排出されるごみの収集は、被災程度により、従来のごみ処理ルートに避難所を組み込んで行うか、又は別収集によるものとする。
- (2) 収集ルートは従来ルートを基本とするが、道路の不通等により平常時より収集効率が低下する場合は、収集車を平常時より増車する。
- (3) ごみの分別は従来どおりとする。
- (4) 粗大ごみは、一時的に大幅に増加するため、収集車の増車対策とともに、被災地域ごとに期限を区切って収集する。また、ごみの排出場所は道路又は周辺状況を考慮して選定することとし、市が場所を指定した場合には、その旨を市民に周知する。

6 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、基本的には通常と同様とする。

ただし、粗大ごみの増加が想定されるため、必要に応じて仮置場を設け、一時的に保管した後、順次、秋田市総合環境センターにおいて処理する。

家庭ごみは生ごみを含むため、他のごみに優先して処理する。

(2) 施設破損時の処理体制

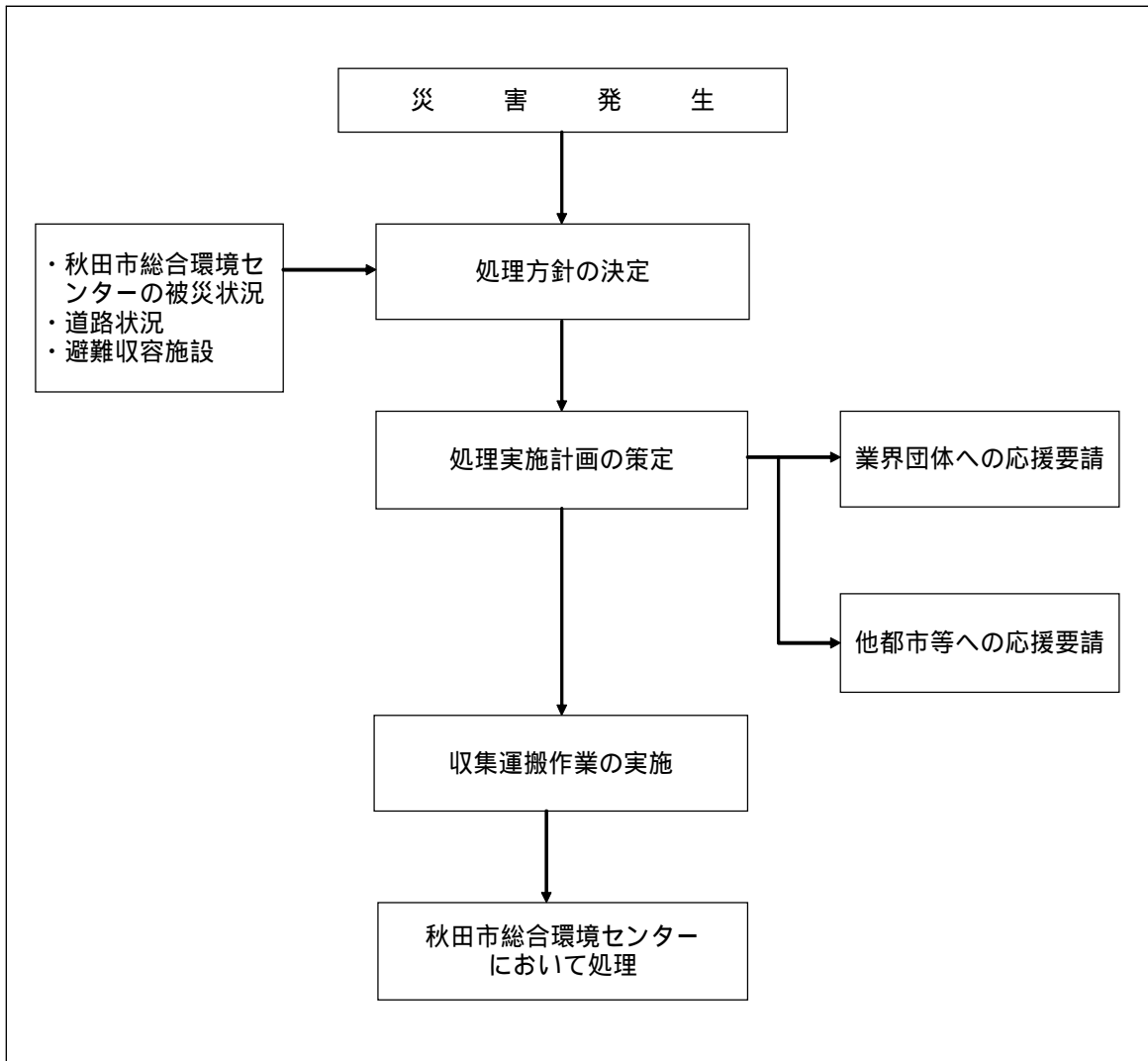
施設が破損した場合は早急に復旧対策を講じるとともに、稼働不能の場合で、貯留が困難なものについては他市町村に処理を要請する。

(3) 再利用・再資源化対策

水害発生後も、原則として通常行っている資源化物を分別収集し、再資源化を行う。避難所から排出されるごみも同様とする。

なお、水害発生直後の応急時は重要度や意義を考慮した収集計画について検討するものとし、家庭ごみの優先的な処理のため一時的に資源化物の収集を休止する場合は、各家庭での一時保管について協力を要請する。

【図 - 3 粗大ごみ・生活ごみ処理方法】



第3章 適正処理が困難な廃棄物の処理

第1節 適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、水害時に一般家庭から排出される廃棄物のうち、有害廃棄物のほか、市の施設では適正な処理が困難なものや製造業者等でリサイクルが行われているものをいう。主な品目は次のとおりである。

| 区 分 | 品 目 |
|------------------------------|--|
| 有毒性物質を含むもの、悪臭を発生するもの | ニッケルカドミウム電池、農薬、殺虫剤(固形のものを除く)、汚泥、汚物など |
| 危険性のあるもの | 揮発油(ガソリン、塗料等)、ガスボンベ、消火器、バッテリーなど |
| 容積、重量および長さが著しく大きいもの | ピアノ(電子ピアノを除く)、エレクトーン(大型のもの)、耐火金庫、浴槽、建物設備自動車部品等 |
| 製造業者等でリサイクルが行われるもの | タイヤ、タイヤホイール、オートバイ、FRP船等 |
| その他市の行う処理に著しく支障をおよぼすと認められるもの | |

第2節 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針

- 1 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- 2 適正処理が困難な廃棄物は、他の廃棄物と一緒に排出されることが予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に周知する。また、相談窓口を設け、業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。

不法投棄で市が適正処理困難物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管するものとし、その処理については、投棄者又は不法投棄された土地の管理者が行うことを原則とする。

第4章 特定家電製品およびパソコンの処理

第1節 基本方針

水害に伴い排出される廃棄物のうち、「特定家庭用機器再商品化法」、「資源有効利用促進法」に規定されている家電4品目（洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）およびパソコン等（パソコン、ディスプレイ）について、リサイクルが可能な場合は、その所有者が、同法の手続きに従い自己処理責任においてリサイクルすることが原則である。

ただし、漂着等により所有者を特定できない場合など、市の事業として処理する場合については、市が保管するとともに、リサイクル可能か否かを判断し、リサイクルが見込める場合は関係法令の手続きに従いリサイクルを実施するものとする。

第2節 特定家電製品およびパソコンの処理

市の事業として家電4品目（洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）および家庭用使用済みパソコンを収集した場合は、次の方針により対応する。

- 1 仮置場で一時保管し、リサイクルできるもの、リサイクルできないものに分別する。
- 2 リサイクルできるものについては、「特定家庭用機器再商品化法」、「資源有効利用促進法」の規定に基づき市の事業としてリサイクルする。
- 3 リサイクルができないものについては、原則として、総合環境センターで処理する。

第5章 し尿の処理

第1節 基本方針

- 1 水没した便槽や浄化槽については、市内収集運搬業者がくみ取り等を行う。
- 2 平常時に収集処理しているし尿および浄化槽汚泥については、水害時も市内収集運搬業者が収集し向浜事業所で処理することを原則とする。
- 3 水害時にし尿および浄化槽汚泥が大量に発生した場合は、向浜事業所の受入時間を変更する。
- 4 向浜事業所の処理能力が不足する場合、あるいは交通の状況等により収集運搬に支障が生じる場合などは、下水道担当部署と事前に調整を行い、下水道処理施設での処理が可能であれば、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行う。下水道施設での処理が困難な場合は、災害対策本部等と協議し他の市町村に応援を要請する。

第2節 水没したくみ取り便槽のし尿収集

1 し尿収集量の推計方法

水没したくみ取り便槽からのし尿の収集量は、浸水の区域が水洗化区域と非水洗化区域で異なるため、本計画においては、非水洗化区域の全部および同区域のおよそ半分とした2ケースで想定するものとし、過去の他都市の被災事例を基にしたくみ取り限度量を設定し、これに対象家屋数を乗じて求める。

2 し尿の収集量

| 区 分 | 浸水家屋 | 対象家屋 | 180Lを限度 | 360Lを限度 |
|-----------|------|------|---------|---------|
| 非水洗化区域の全部 | 588棟 | 160棟 | 28.8KL | 57.6KL |
| 非水洗化区域の半分 | 294棟 | 80棟 | 14.4KL | 28.8KL |

* 便槽の容量は各家屋によって異なり、それに対応した推計は困難であるため、ここではくみ取り量が最大となることを想定した推計とする。

* 「対象家屋」は非水洗化人口(66,994人)に対するくみ取り人口(18,271人)の割合で設定する。

* 「180Lを限度」は平成16年7月新潟・福島豪雨の三条市の被災事例、「360Lを限度」は平成16年10月台風23号の豊岡市の被災事例による。

第3節 し尿処理計画

1 し尿処理施設およびし尿収集能力

(1) し尿処理施設

本市が所有するし尿および汚水の処理施設は、八橋下水道終末処理場(八橋本町六丁目12番15号)および向浜事業所(向浜一丁目13番1号)であり、処理能力は次のとおりである。

| 施設名 | 処理方式 | 処理能力 |
|-----------------|----------|-------------------------|
| 八橋終末処理場(終末処理施設) | 標準活性汚泥処理 | 62,000m ³ /日 |
| 向浜事業所(し尿処理施設) | 標準脱窒素処理 | 200KL/日 |

(2) 施設の点検

上記施設が被災した場合、建物、受入槽や貯留槽、ポンプ類など付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管等の点検を行い、支障が認められる場合はその状況を速やかに庶務担当に報告する。

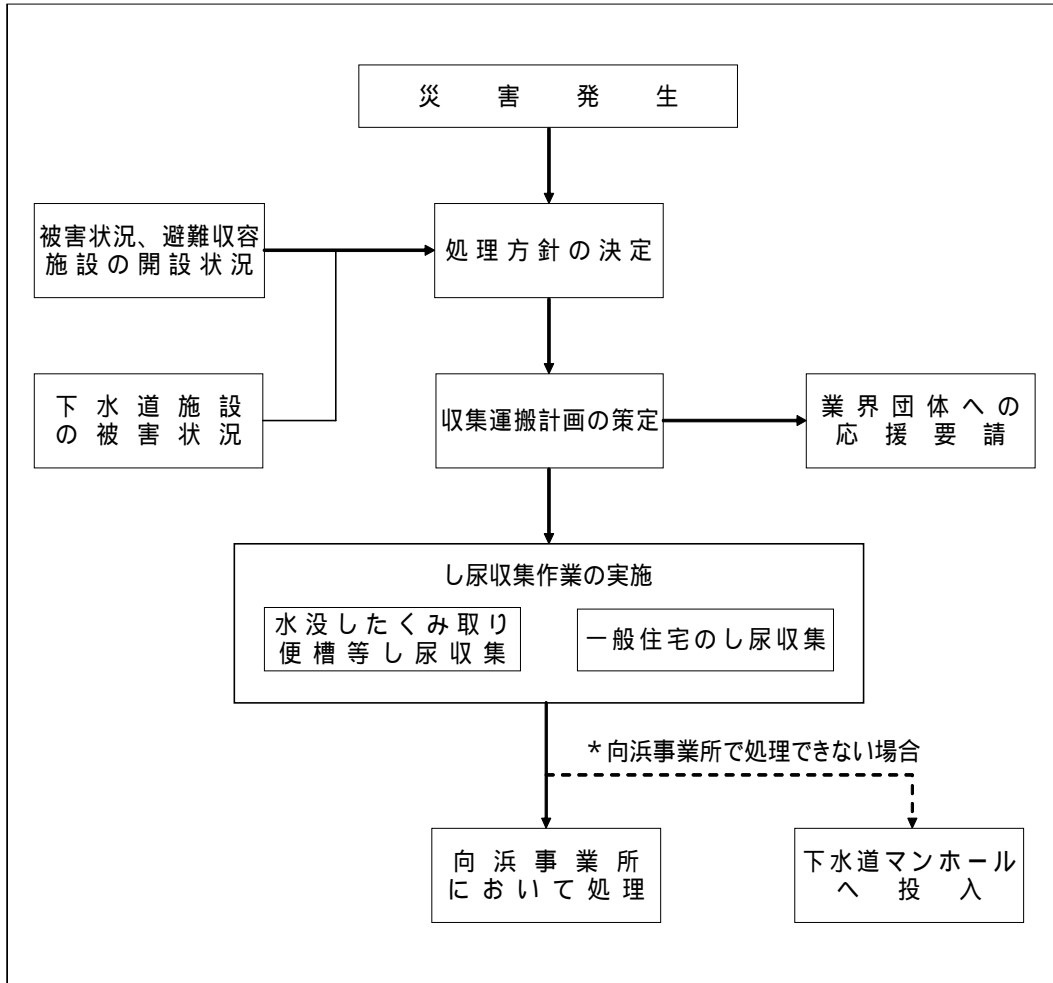
(3) し尿収集運搬能力

市内収集運搬業者がし尿収集運搬作業を行っている車両数および積載量は次のとおりである。

| 車種 | し尿 | | し尿および浄化槽 | | 浄化槽 | |
|------------|-----|---------|----------|---------|-----|---------|
| | 台数 | | 台数 | | 台数 | |
| バキュームローリー車 | 台数 | 9 | 台数 | 22 | 台数 | 6 |
| | 積載量 | 29.95KL | 積載量 | 86.35KL | 積載量 | 30.80KL |

* 上記は平成24年4月1日現在の車両台数および積載量

【図 - 4 し尿の処理方法】



秋田市水害廃棄物処理計画

作成 秋田市環境部環境都市推進課

〒011-0904

秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

TEL 018-863-6632

FAX 018-863-6683